

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する 必要な事項

1 地震保険の加入促進

山口県では、地震保険の世帯加入率は、14.7%と全国平均よりも6.1ポイント下回り、全国順位28位（損害保険協会調査（2006年））となっている。地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、広報などにより地震保険への加入の促進に努めることとする。

2 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には、迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、市営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。